

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事）

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正を試行する。

2 試行対象

(1) 適用範囲

公告日が令和2年2月3日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とする。

(2) 対象工事

土木工事標準積算基準書を適用して積算している工事で、主たる工種が屋外作業である工事とする。（ただし、本試行においては機械設備工事、建築工事は対象外とする。）

3 用語の定義

(1) 真夏日

真夏日は、以下のいずれかの日とする。

①気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の日

②環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日
夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上、もしくは、WBGTが25℃以上の場合とする。

なお、休工日は真夏日として計上しない。

(2) 現場着手日

起工測量、資機材の搬入または仮設工事等、現場での作業を開始した日をいう。

(3) 現場施工最終日

現場での施工や出来形検測など、現場作業が全て完了した日をいう。ただし、後片付け工は現場作業に含めない。

(4) 対象期間

現場着手日から現場施工最終日までの期間とする。ただし、現場施工最終日が完成期限の20日前を超える場合は、完成期限の20日前までとする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 真夏日率

真夏日率^{※1} = 対象期間中の真夏日^{※2} ÷ 対象期間

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 休工日は真夏日として計上しない。

4 計測・報告について

(1) 真夏日の計測方法

気温及び暑さ指数は、工事現場から最寄りの地上気象観測所の気温または観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、適用する計測方法については、受注者が決定し、施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

ただし、工事現場と最寄りの地上気象観測所との標高差により、気温の差が大きくなる山間部など、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、気温の補正を行うものとする。

(2) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果
- ②熱中症対策実施報告書
- ③真夏日率等算定表

5 積算方法

(1) 「熱中症対策の補正值」の算出

「真夏日 計測結果」より真夏日率及び「熱中症対策の補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

$$\text{熱中症対策の補正值 (\%)}^{※3} = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{ (補正係数)}$$

※3 熱中症対策の補正值 (%) は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費の算出

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{地域補正係数}) + \text{補正值}^{※4} \right)$$

※4 「熱中症対策の補正」「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合の補正」と重複する場合は、最高2%とする。